

議案第48号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

障害厚生年金等の支給を受ける者について、損害補償の支給調整の率を改める必要があるので、本案を提出いたします。

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第9条第2項の表1の部1の項及び同条第5項の表障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の付則第9条第2項及び第5項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第8条に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）及び同条例第8条の2に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた休業補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金については、なお従前の例による。